

2024 年 7 月 10 日（水）
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、山本
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、中島
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

碧南市における土壌・地下水汚染について

丸全昭和運輸株式会社（神奈川県）が碧南市内の同社衣浦営業所において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

（１）報告者

丸全昭和運輸株式会社

（２）報告年月日

2024 年 7 月 10 日（水）

（３）汚染が判明した土地の所在地

愛知県碧南市須磨町 1 番 19 の一部

（４）報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

（５）調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注 2}
六価クロム化合物	1.1mg/L (22 倍) ^{注 1}	0.05mg/L 以下	0～0.5m	6／74
ふっ素及び その化合物	7.0mg/L (8.8 倍) ^{注 1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	20／74

注 1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

次表のとおり、法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ふっ素及び その化合物	1.4mg/L (1.8 倍) 注	0.8mg/L 以下	3 / 3

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリングを実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していくとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

また、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

丸全昭和運輸株式会社 総務部 管財一課 山口

住所：神奈川県横浜市中区南仲通 2-15

電話：045-671-5914

4 調査対象地の概要

(1) 面積

7,197.78 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は埋立地であり、1980 年から現在まで倉庫及び車庫として利用されており、六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物の取扱履歴は確認されていません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ 六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で 12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を 1 日 4 mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)